2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。
3　推薦締切日　平成28年12月14日
4　推薦書及び添付書類の提出場所　宮城労働局職業安定部職業安定課
様式
平成　　年　　月　　日
厚生労働大臣　殿
団体名及びその代表者名
印
労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

| 氏　名 | 年齢 | 所属団体名及び当該所属団体における地位 | 略歴 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |

注１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。
２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

**最低賃金の改正決定に関する公示**

栃木労働局最低賃金公示第７号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
平成28年11月30日
栃木労働局長　白兼　俊貴
第４号中「１時間840円」を「１時間856円」に改める。
附　則
この決定は、平成28年12月31日から効力を生ずる。

滋賀労働局最低賃金公示第２号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年滋賀労働局最低賃金公示第７号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
平成28年11月30日
滋賀労働局長　大山　剛二
滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金
1　適用する地域　滋賀県の区域
2　適用する使用者　前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
⑴　自動車・同附属品製造業
⑵　⑴に掲げる産業において管理，補助的経済活動を行う事業所
⑶　純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が⑴に掲げる産業に分類されるものに限る。）
3　適用する労働者　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
⑴　18歳未満又は65歳以上の者
⑵　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの
⑶　次に掲げる業務に主として従事する者
イ　清掃又は片付けの業務
ロ　卓上で行う軽易な部品の組立て、刻印、選別、包装又はバリ取りの業務
ハ　手作業又は手工具若しくは小型機械を用いて行うシートベルトのウェビングの溶断又は縫製の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）
4　前号の労働者に係る最低賃金額　１時間880円
5　この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

滋賀労働局最低賃金公示第３号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、滋賀県紡績業，化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業最低賃金（平成20年滋賀労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
平成28年11月30日
滋賀労働局長　大山　剛二
第４号中「１時間772円」を「１時間789円」に改める。

滋賀労働局最低賃金公示第４号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金（平成20年滋賀労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
平成28年11月30日
滋賀労働局長　大山　剛二
第４号中「１時間860円」を「１時間874円」に改める。

滋賀労働局最低賃金公示第５号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年滋賀労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
平成28年11月30日
滋賀労働局長　大山　剛二
第４号中「１時間860円」を「１時間875円」に改める。

滋賀労働局最低賃金公示第６号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成24年滋賀労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
平成28年11月30日
滋賀労働局長　大山　剛二
第４号中「１時間843円」を「１時間859円」に改める。

滋賀労働局最低賃金公示第７号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、滋賀県各種商品小売業最低賃金（平成20年滋賀労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
平成28年11月30日
滋賀労働局長　大山　剛二
第４号中「１時間788円」を「１時間803円」に改める。

佐賀労働局最低賃金公示第２号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、佐賀県陶磁器・同関連製品製造業最低賃金（平成21年佐賀労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
平成28年11月30日
佐賀労働局長　松森　　靖
第４号中「１時間695円」を「１時間716円」に改める。

長崎労働局最低賃金公示第３号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年長崎労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
平成28年11月30日
長崎労働局長　大塚　崇史
第４号中「１時間748円」を「１時間765円」に改める。

## 国土交通省

**平成29年測量士試験及び測量士補試験の施行**

測量法（昭和24年法律第188号）に基づく測量士試験及び測量士補試験の施行について、測量法施行令（昭和24年政令第322号）第21条の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成28年11月30日
国土交通大臣　石井　啓一
1　試験日時及び試験地
⑴　試験日時
ア　測量士試験　平成29年５月21日（日）午前10時から午後４時まで（午後０時30分から午後１時30分まで休憩）。
イ　測量士補試験　平成29年５月21日（日）午後１時30分から午後４時30分まで。
⑵　試験地　北海道、宮城県、秋田県、東京都、新潟県、富山県、愛知県、大阪府、島根県、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県